

2-3. 起業・開業ワンストップセンター ①

「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）

（多様な人材や貿易・投資等、アクセスの強化・改善）

① 法人設立手続の簡素化・迅速化

・国家戦略特区において、外国人を含めた起業・開業を促進するため、区域会議等が、登記、税務、年金等に係る必要な各種申請のための窓口を集約した「ワンストップセンター」を速やかに設立し、関連する相談業務や、外国人が日本で生活する際に必要な各種手続きの支援を総合的に行う。

・また、上記各種申請において、申請者自らが申請を行うことが可能である旨を周知するとともに、その際の申請方法をマニュアルや広報資料を通じてPRするなど、所要の措置を速やかに講ずる。

・あわせて、公証人が行う定款の認証について、発起人等が面前確認のために公証役場へ赴く負担を軽くするため、国家戦略特区においては、オンラインで電子定款の認証が囑託された場合に、公証人が、公証役場のみではなく、必要に応じ、上記センターにおいても面前確認を行うことが可能となるよう、法的措置の必要性を含めた所要の措置を検討し、速やかに結論を得る。



東京開業ワンストップセンター開設（平成27年4月1日） ※3月31日の開所式には安倍総理出席



改正特区法案成立（平成27年7月8日）、施行（9月1日）



「公証人の公証役場外における定款認証」業務を開始（平成27年10月1日）

- ・外資系企業、国内ベンチャー企業等の開業を促進するため、JETRO本部内（アーク森ビル）に開設し、国と都が共同で運営。
- ・公証人による定款認証、登記、税務、年金・社会保険、在留資格認定証明書等の法人設立に係る手続きを集約化。
- ・ブースには、各省庁及び都が相談員を派遣し、申請文書等の作成支援・受付等を行っている。

実績（平成28年9月末時点）

①利用者数

1,456名（1日平均4.0名）

②利用件数

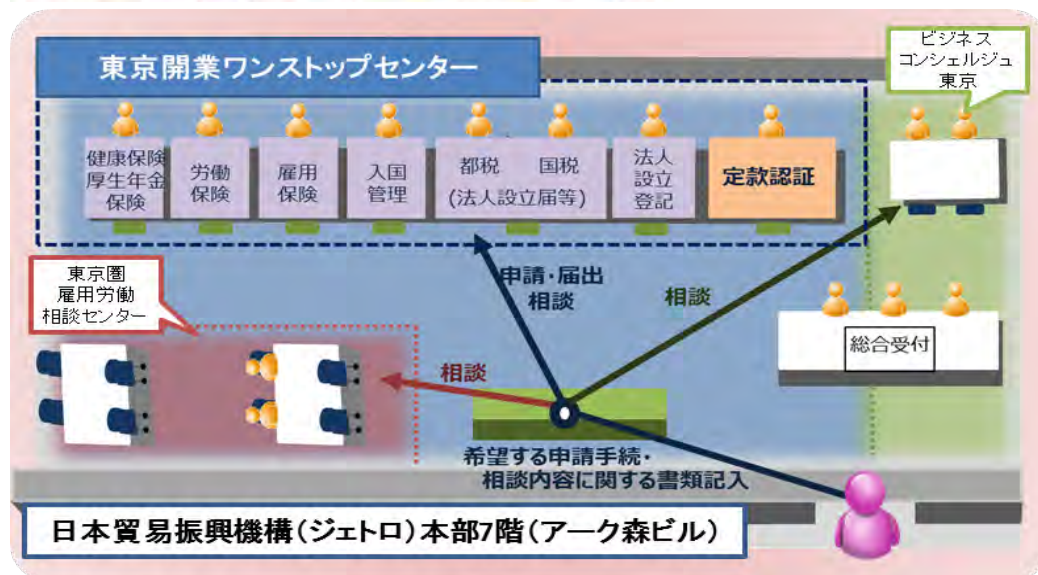
2,922件

（登記639件、税務551件、健康保険452件等）

③申請件数

96件

（定款42件、入国管理36件、都税16件、その他2件）

平成27年3月31日（火）
開所式

2-3. 起業・開業ワンストップセンター ②

「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）

（世界と戦える国際都市の形成、国際イノベーション拠点の整備）

② 東京開業ワンストップセンターの抜本的強化

・昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便性の抜本的な向上を図る。

・また、開業に伴う外国人材の入国手続きの円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。

・さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、独立行政法人日本貿易振興機構等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。



今後の課題

「申請の窓口受付（登記、国税）」、「電子申請」について、年内に可能とするよう、関係省庁等と調整中。